

証明のオンライン申請及びクレジットカードによるオンライン納付の開始

令和5年9月20日
在スラバヤ日本国総領事館

- 9月25日（日本時間10時）から、各種証明（一部の証明を除く）のオンライン申請が始まります。
- なお、インドネシア語による証明は現時点においてオンライン申請非対応のため、同証明を希望する方は引き続き窓口で申請願います。
- 申請にはオンライン在留届（ORRネット）に登録する必要があります。
- クレジットカードによる円建てでのオンライン納付が可能となりますが、引き続き窓口での現金（インドネシア・ルピア）による納付も可能です。

1 令和5年9月25日（日本時間10時）から、各種証明（一部の証明を除く）のオンライン申請が始まります。また、オンライン申請された場合、クレジットカードによる手数料のオンライン納付が可能となります。

2 これまでは、平日の昼間に窓口に来館し申請していただく必要がありましたが、同日以降は、夜間、休日問わずオンラインで各種証明（一部証明を除く）の申請が可能となりますので、是非ご利用ください。

3 ご利用にあたっては、あらかじめ「オンライン在留届」（ORRネット）に登録していただく必要がありますので、未登録の方は以下 URL から登録願います。

【オンライン在留届】 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

4 手数料のクレジットカードによるオンライン納付（円建て）は、オンライン申請を行った場合のみ可能となりますが、引き続き窓口での現金（インドネシア・ルピア）による納付も可能です。

5 オンライン申請の証明に記されている言語は、「在留証明」が日本語、他の証明は英語となります。インドネシア語の証明をご希望の場合は、引き続き窓口にて申請願います。

6 オンライン申請に必要な書類や対象となる証明（一部の証明は対象外です）等、オンライン申請の詳細については、以下 URL の当館ホームページをご覧ください。

https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/onlinecertificate.html

（了）